

事業概略書

自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業 公益社団法人日本社会福祉士会（報告書A 4版 124頁）

事業目的

2017年9月の「地域力強化検討会最終とりまとめ」（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）においては、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの専門性とソーシャルワーカーの役割の重要性が明示されている。

さらに「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においては、「重層的支援体制整備事業について、（中略）同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が謳われているなど、地域共生社会の実現のためには、社会福祉士等のソーシャルワーク人材を有効に活用していくことが求められている。

地域共生社会の実現に向けては、分野横断的な支援体制の整備や地域特性に応じた取り組みが求められているため、地域性や担当する分野によって、社会福祉士等がどのような状況に置かれているのか、実態を明らかにすることが必要となる。

しかし、地域共生社会の実現に不可欠である、自治体等における社会福祉士等の社会福祉専門職（以下、社会福祉士等）の採用・活用・定着の状況については、全国規模での量的な把握等がなされておらず、このため実態が明らかになっていない。

現状の把握を実施しない限り、地域共生社会の実現に向けて、今後どのように社会福祉士等を活用していきかという方途を適切に描くことは困難であり、自治体等における社会福祉士等の人材確保の計画や見通しの立てづらさにも直結する。

以上の観点から、本調査研究では、自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況および推移に関する実態を調査し、地域や分野ごとの特徴を踏まえた分析を行うとともに、将来において必要が見込まれる社会福祉士等の数の算出方法の検討を行った。

事業概要

1. 事業項目

具体的な事業概要は以下のとおり。

- (1) 自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況及び推移に関する実態調査
- (2) プレ調査
- (3) 人口規模等による地域差や、分野ごとに見られる社会福祉専門職の採用の特徴、成果と課題等の分析
- (4) 地域共生社会の実現に向けて、自治体等において必要とされる社会福祉士等の将来推計に関する算出方法の検討

(1) プレ調査

当初の計画では、実態調査から得られた結果を踏まえ、福祉事務所および重層的支援体制整備事業において、社会福祉士等の活用に取り組んでいる自治体に対し、フォーカス・グループ・インタビューを行うこととしていたが、委員会での協議の結果、実態調査のプレ調査として、実態調査の前にグループインタビューとして実施をすることとした。

■調査の目的：

自治体における「福祉職採用」「福祉事務所（保護担当課）」「重層的支援体制整備事業」の実態を把握するためのアンケート調査を実施するにあたり、自治体における福祉専門職の活用状況、自治体における体制と仕組み等、実施している取り組みについての分析等を目的として実施した。

■調査対象：

- ①福祉事務所設置の6自治体
- ②重層的支援体制整備事業を実施している6自治体

※福祉事務所設置自治体については、福祉職採用を実施している自治体より選定
※重層的支援体制整備事業実施自治体については、厚生労働省ホームページの「令和5年度重層的支援体制整備事業実施自治体の事例」に掲載をしている自治体より選定

■調査内容：

- ・自治体における福祉専門職の活用状況
- ・自治体における体制と仕組み
- ・自治体において成果を達成できている要因
- ・「福祉職採用」の調査票の調査項目の妥当性
- ・「福祉事務所（保護担当課）」に関する調査票の調査項目の妥当性
- ・「重層的支援体制整備事業」に関する調査票の調査項目の妥当性
- ・調査の実施方法や回答方法に対する意見 等

■調査日：

- ①福祉事務所設置の6自治体：2023年11月8日（水）
- ②重層的支援体制整備事業を実施している6自治体：2023年10月24日（火）

■調査方法：

Zoomミーティングを使用したオンラインによるグループインタビュー

（2）自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況及び推移に関する実態調査

自治体における「福祉職採用」「福祉事務所（保護担当課）」「重層的支援体制整備事業」の実態を把握するため、「福祉職採用」については、人事担当課、「福祉事務所（保護担当課）」については保護担当課、「重層的支援体制整備事業」については、重層的支援体制整備事業担当課にアンケート調査を実施した。

調査では、社会福祉士数等の調査の他、「社会福祉士に期待する機能」を質問項目として設定し、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の特徴をどう捉えており、どのような役割を期待されているかについて調べるとともに、「福祉事務所」および「重層的支援体制整備事業」における事業委託の状況についても調べることとした。

■調査対象：

- ①福祉職採用：1788自治体（全数調査）
- ②福祉事務所：907自治体（全数調査）
- ③重層的支援体制整備事業：189自治体（全数調査）

■調査期間：

- ①福祉職採用：2023年12月4日（月）～2024年1月12日（金）
- ②福祉事務所：2023年12月4日（月）～2023年12月25日（月）
- ③重層的支援体制整備事業：2023年12月4日（月）～2023年12月25日（月）

■調査方法：

「福祉職採用」については人事担当課、「福祉事務所（保護担当課）」については保護担当課、「重層的支援体制整備事業」については重層的支援体制整備事業担当課にメールにて調査票を送付し、メールで調査票を返送いただいた。

（3）人口規模等による地域差や、分野ごとに見られる社会福祉専門職の採用の特徴、成果と課題等の分析

「自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況及び推移に関する実態調査」の結果に基づき、人口や職員数による自治体差、分野ごとに見られる社会福祉専門職に期待する機能等について分析を実施した。

（4）地域共生社会の実現に向けて、自治体等において必要とされる社会福祉士等の将来推計に関する算出方法の検討

将来推計のモデルについて、以下の3つのモデルの検討を実施した。

- ①福祉職採用の経年的な人員配置数に基づく推計
- ②福祉事務所の経年的な人員配置数に基づく推計
- ③重層的支援体制整備事業の経年的な人員配置数に基づく推計

2. 事業実施体制

本調査研究事業の実施にあたっては、「自治体における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業 委員会」「調査票作成・分析作業委員会」の2つの委員会を設置した。委員

会は、相互に情報共有の機会をもちながら、それぞれの事業を実施した。

(1) 委員会名簿

1) 自治体における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業委員会

	氏 名	所 属	備 考
1	中島 康晴	日本社会福祉士会 参事 REGIONOグループ 代表者	委員長
2	梅本 政隆	株式会社地域創生 Coデザイン研究所 主査	
3	白澤 政和	国際医療福祉大学大学院 教授	
4	藤間 公太	京都大学大学院教育学研究科 准教授	
5	中井 俊雄	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 准教授	
6	中澤 伸	社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長	
7	古市 こずえ	東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 係長	
8	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	
9	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授	

2) 調査票作成作業委員会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	中島 康晴	日本社会福祉士会 参事 REGIONOグループ 代表者	委員長
2	梅本 政隆	株式会社地域創生 Coデザイン研究所 主査	
3	中井 俊雄	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 准教授	
4	中澤 伸	社会福祉法人川崎聖風福祉会 事業推進部長	
5	古市 こずえ	東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 係長	
6	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	
7	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授	

3) オフザーパー

	氏 名	所 属
1	岩本 博	厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
2	道念 由紀	厚生労働省社会・援護局 総務課 社会福祉専門官

4) 調査協力

	氏 名	所 属
1	切通 堅太郎	一般社団法人 北海道総合研究調査会 調査部長

5) 事務局

	氏 名	所 属
1	牧野 一義	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局長
2	荒木 千晴	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 企画グループ 課長
3	中野 駿	公益社団法人日本社会福祉士会 事務局 企画グループ 主任

調査研究の過程

1. 事業計画の変更

当初の計画では、実態調査から得られた結果を踏まえ、福祉事務所および重層的支援体制整備事業において、社会福祉士等の活用に取り組んでいる自治体に対し、フォーカス・グループ・インタビューを行うこととしていたが、委員会での協議の結果、実態調査のプレ調査として、実態調査の前にグループインタビューとして実施をすることとした。

2. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉士会の倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号：2023-002）。

（1）プレ調査

プレ調査については、以下の点を説明し、書面にて協力への同意をいただいた上で実施した。

- ・研究の目的
- ・研究の方法
- ・調査への協力は回答者の自由意思に基づくものであり、同意が得られなくても何ら不利益を受けることはないこと
- ・得られた情報は、今回の調査目的以外には使用しないこと
- ・情報やデータの管理には細心の注意を払うこと
- ・インタビューは録画されること
- ・研究代表者の氏名・事務局の連絡先
- ・調査結果については、事前確認を実施した上で、報告書にとりまとめて公表すること

（2）量的調査

量的調査については書面にて、以下の内容について説明した上で、回答いただいた。

- ・調査の目的
- ・調査の回答方法
- ・回答内容はすべて統計的に処理し、事業終了後は廃棄すること
- ・プライバシーの保護には十分配慮し、回答の内容は本調査以外の目的には使用しないこと
- ・回答いただいた内容や、回答内容を基にした分析結果を本事業の報告書に掲載すること

3. 評価委員会からの留意事項について

事業の採択にあたっては、評価委員会からの留意事項として、以下の指摘を受けた。

- （1）「趣旨、想定される事業内容を踏まえ適切な計画である。自治体において必要とされるSW専門職の将来推計の算出方法・算出モデルの検討ができるのかという点に若干懸念がある。委員会メンバーにその点を強化するなど工夫が必要ではないか」
- （2）「有益な基礎データになるものと期待できる。ただし、隣接領域の専門職（保健師や心理職等）と比べた社会福祉士の独自性や特徴を自治体はどう捉えているか、地域共生社会政策の目的・計画にどう位置づけるかを掘んでいただくことが必要と思われる。」
- （3）「全国の自治体を対象としたアンケート調査と、フォーカス・グループ・インタビューという質的調査のアイディアは興味深く、評価できるが、本調査研究のテーマが、自治体「等」における社会福祉士の活用状況ということであれば、「等」の部分を担当自治体が果たしてどれだけ正確に把握しているかという疑問がある。」

そこで、本事業を進めるにあたっては、これらの留意事項を踏まえながら実施することとした。一つ目の指摘については、推計に関する調査研究事業への関与や実績のある学識経験者に委員として協力をいただいた。

二つ目の指摘については、自治体への実態調査にて、「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャ

ルワーク専門職である社会福祉士の特徴をどう捉えており、どのような役割を期待されているかについて、「社会福祉士に期待する機能」を調査すると共に、報告書にまとめることとした。

三つ目の指摘については、本調査研究が自治体の調査が主であることを踏まえ、実態調査で自治体が事業を委託している先や、どのような事業を委託しているかについて、「福祉事務所」および「重層的支援体制整備事業」の担当課に調査することとした。

事業結果

(1) プレ調査

本調査から得られた、自治体における取り組み・課題のポイントは以下のとおり。

1) 福祉事務所

- ①福祉事務所において社会福祉士が果たしている機能、役割
 - ・社会福祉士は福祉政策全般に対して知識を有しているため、一般職にとっては他法のことを含めて気軽に聞くことができる。
 - ・専門知識があるため、関係機関との連携がとりやすい。
 - ・支援が必要な人に対して権利擁護の視点から積極的に働きかける姿勢や、緊急性の判断の部分が他の専門職や一般職に対して強みとなっている。
 - ・ひとりの課題を基に地域生活課題として普遍化し、環境調整に注目した施策につなげていくことが社会福祉士の強みである。
- ②福祉事務所において社会福祉士に求められる役割や期待・必要性
 - ・支援が必要な人に対してストレングス視点など柔軟な思考で対応することで、職場の雰囲気をよくしていくことや、職場の相談支援機関の後方支援をする役割が期待されている。
 - ・緊急的な対応が必要な場面や福祉的な対応が必要な場面で、フットワークよく対応することが期待されている。
 - ・個別支援だけではなくソーシャルワークの視点から地域の人を巻き込んで地域づくりをしていく役割が求められている。

2) 重層的支援体制整備事業

- ①重層的支援体制整備事業において社会福祉士が果たしている機能、役割
 - ・看護師やケアマネジャーと比べて組織における役割が明確化されていない場合が多い故に、柔軟な動きがとりやすい。
 - ・未開拓の領域やつながっていない人・機関にも、つながろうとする開拓性が役割のひとつと言える。
 - ・相談支援の場面において、的確な「つなぎ」ができること、課題解決が難しい場合「つなぎ直す」機能も果たしている。
- ②重層的支援体制整備事業において社会福祉士に求められる役割や期待・必要性
 - ・一般事務職等他の職員に対するスーパーバイズ機能が求められている。
 - ・共感や「聴く」姿勢を部内に広める役割も社会福祉士として大切な役割として期待されている。
 - ・各々の人材や機関が持つ力を引き出していくことなどが求められている。
 - ・ボトムアップで、地域でできることを考え、地域づくりをすることが求められている。
 - ・行政施策の立案につなげていくことが期待されている。

(2) 自治体等における社会福祉士等の採用・活用・定着状況及び推移に関する実態調査 実態調査における、調査対象・調査期間・回答数については以下のとおり。

1) 福祉職採用

調査対象	1788自治体 ①都道府県人事担当課 ②市区町村人事担当課（都道府県市町村担当課よりメールを転送）
調査期間	2023年12月4日（月）～2024年1月12日（金）
回答数	956/1788自治体（回収率53.5%）

2) 福祉事務所

調査対象	907自治体 ①都道府県保護担当課 ②指定都市・中核市の保護担当課 ③市区保護担当課（都道府県保護担当課よりメールを転送）
調査期間	2023年12月4日（月）～2023年12月25日（月）
回答数	373/907自治体（回収率41.1%）

3) 重層的支援体制整備事業

調査対象	189自治体 重層的支援体制整備事業実施自治体の担当課
調査期間	2023年12月4日（月）～2023年12月25日（月）
回答数	100/189（回収率52.9%）

（3）人口規模等による地域差や、分野ごとに見られる社会福祉専門職の採用の特徴、成果と課題等の分析

「福祉職採用」「福祉事務所（保護担当課）」「重層的支援体制整備事業」についての分析結果の概要は、以下のとおり。

1) 福祉職採用

- 福祉職採用を実施している自治体は、過去に実施したことがある自治体を含めると、回答があった自治体の約80%。
- 社会福祉士を応募要件に含む福祉職採用を実施している自治体は、回答があった自治体63.8%。
- 福祉職として社会福祉士を採用した場合、「介護（高齢者）分野関係」での活躍を期待している自治体は73.6%、「障がい分野関係」は63.8%、「子ども家庭分野関係」が59.3%、「困窮分野関係」が43.6%。
- 福祉職として社会福祉士を採用した場合、最も期待する機能は「相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント」で55.9%。
- 福祉職採用を実施していない理由として最も多かった回答は「福祉職の人員を満たしているため」で34.6%。

2) 福祉事務所（保護担当課）

- 回答があった福祉事務所（都道府県を除く）における、人口1,000人対の社会福祉士の配置数の平均は、2021年度より微増傾向にある。
- 回答があった福祉事務所（都道府県を除く）における2023年度に社会福祉士を配置は約75%。
- 福祉事務所で社会福祉士に最も期待する機能は、「相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント」で81%。
- 福祉事務所に社会福祉士は充足しているかについては、「いいえ（充足していない）」という回答が約75%。充足していない理由で最も多いのが、「福祉専門職のさらなる配置が必要と考えるから」で67%。
- 「社会福祉士は充足していない」と回答した福祉事務所の約3割が、社会福祉士を1人も配置できていない。

3) 重層的支援体制整備事業

- 回答があった自治体における、人口1,000人対の社会福祉士の配置数の平均は、2021年度より増加傾向にある。
- 重層的支援体制整備事業で社会福祉士に最も期待する機能は、「相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント」で95%。

（４）地域共生社会の実現に向けて、自治体等において必要とされる社会福祉士等の将来推計に関する算出方法の検討

職員数・社会福祉士数等の数値は人口に大きな影響を受けているため、それぞれの数値を対応する年の人口で割り、1,000をかける（「数値÷自治体の人口×1,000」）ことによって、「人口1,000人対」での値を算出し、人口による違いを標準化した数値を分析に使用した。検討の結果の概要は、以下のとおり。

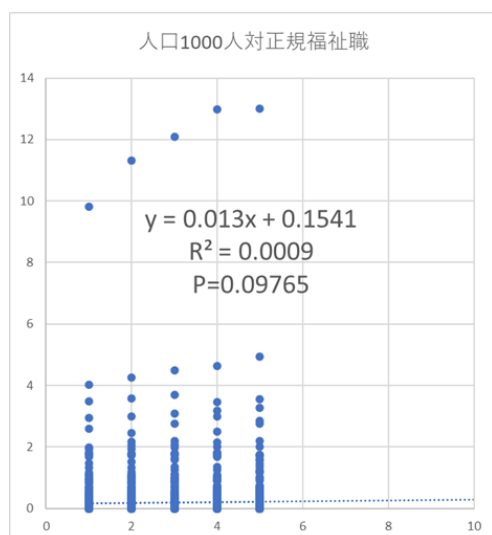
１）福祉職採用の経年的な人員配置数に基づく推計

自治体の福祉職採用について人事課を対象に調査を実施し、経年的な人員配置数（2019・2020・2021・2022・2023）に基づいて、2024年度以降の福祉職採用数を推計するモデルを検討した。

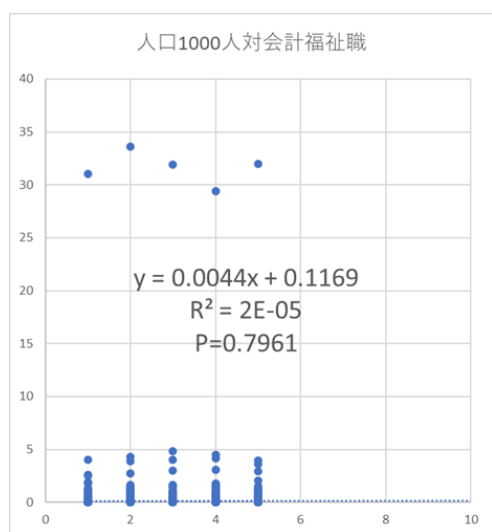
自治体における福祉職採用による正規職員数と会計年度職員数は、推定された回帰モデルを見るといずれも増加傾向にあることが明らかとなった。（P値、R2乗値は図を参照）。

また、福祉職採用の募集数に対して社会福祉士の採用数が下回っていることが明らかとなった。正規職員募集数は社会福祉士を要件に含むものであり、必ずしも社会福祉士の有資格者の採用を意味しないが、一定数は「社会福祉士を採用したいのに採用できない」という自治体が含まれている可能性があると考えられる。

1－5－1 人口1,000人対正規福祉職



1－5－2 人口1,000人対会計福祉職

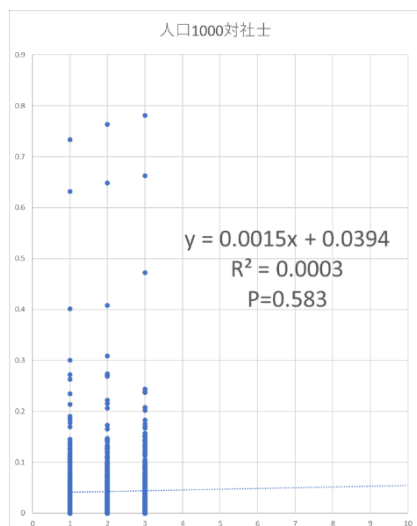


2) 福祉事務所の経年的な人員配置数に基づく推計

自治体の福祉事務所の社会福祉士数について福祉事務所担当課を対象に調査を実施し、経年的な人員配置数（2021・2022・2023）に基づいて、2024年度以降の福祉事務所の社会福祉士数を推計するモデルを検討した。

福祉事務所における社会福祉士の数は、推定された回帰モデルを見ると増加傾向にあることが明らかとなった（P値、R2乗値は図を参照）。

1－5－3 人口1,000人対社士（福祉事務所）

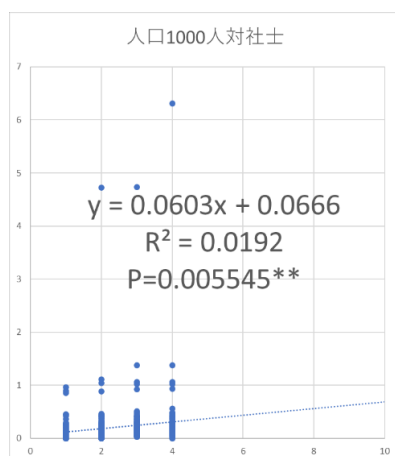


3) 重層的支援体制整備事業の経年的な人員配置数に基づく推計

重層的支援体制整備事業を実施している自治体の当該事業担当課を対象に調査を実施し、事業に関連する人員配置における社会福祉士の経年的な配置数（2021・2022・2023・2024（予定））に基づいて、2025年度以降の重層的支援体制整備事業に関連する社会福祉士数を推計するモデルを検討した。

重層的支援体制整備事業に関連する社会福祉士の数は、推定された回帰モデルを見ると増加傾向にあることが分かった（P値、R2乗値は図を参照）。

1－5－4 人口1,000人対社士（重層的支援体制整備事業）



また、自治体が考える重層的支援体制整備事業への2024年度の理想的な配置数と、実際の2024年度の配置数を比較に関する分析を行った。その結果、自治体の重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置が理想通りに進んでいない実態がある可能性が考えられる。また、2024年度におけ

る重層的支援体制整備事業の職員の配置数に占める社会福祉士の割合は28.5%であったのに対し、理想的な配置数に占める社会福祉士の割合は34.4%であり、このことから、重層的支援体制整備事業の職員の配置においてより多くの社会福祉士の配置が期待されている可能性が示唆された。

(5) 今後の課題

以下の課題について、取り組むことが今後の課題として考えられる。

- 1) 社会福祉士等の配置状況は、自治体の規模のみならず、それを担う事業の特性からの影響を受けるため、社会全体や自治体における社会福祉士等の総数を導出するためには、これらの各事業の特色を踏まえて実施されなければならないということ。
- 2) 福祉事務所の回答にあったように、「実際の配置数」と「現場で求められている数」には一定の乖離があることが推察される。必要数を検討するためには、今後は、いわゆる好事例を生み出している事業主体へのヒアリング等を通じて、サービスの質を確保するために求められる組織体制や配置数等のあり方を確認していくことが必要となること。
- 3) 社会福祉士の役割やその必要性の理解は、現場には浸透しつつあるものの、社会全般にこれが敷衍しているとは言い難い現実がある。社会福祉士は具体的に何ができ、その存在が多くの領域において欠かせないという事実を一部の現場ではなく、社会にひろく伸張させる努力が求められている。社会福祉士ではない職員と比較して、各分野において社会福祉士が具体的に何をしているのか、どのような役割を担っているのか、なぜ必要とされているのか、これから活用が見込める領域はどこになるのか。これらを明白にするためには、量的な調査のみならず、質的調査による現場の実態把握が不可欠となること。

2023年12月、内閣官房 全世代型社会保障構築会議による、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」では、地域共生社会の実現に向けて「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」が盛り込まれ、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが示されていることから、上記課題に取り組むことは、地域共生社会の実現に向けて重要となる。

事業実施機関

公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

TEL 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543